

1 審議会名	上田市情報公開・個人情報保護審査会
2 日時	平成28年12月22日 午後4時30分から午後5時30分まで
3 会場	市役所本庁舎 5階 第一・二委員会室
4 出席者	荻原幸子委員、佐藤芳嗣委員、高橋進委員、日野敬輔委員、深沢悦子委員、安井幸次委員
5 市側出席者 事務局	宮川総務部長、柳原総務課長 宮島課長補佐兼文書法規係長、小林文書法規係主査、小林文書法規係主事
農業委員会	工藤事務局長、竹内農地農政担当係長、永井農地農政担当主任
6 公開・非公開	公開
7 傍聴者	0人 記者 0人
8 会議概要作成年月日	平成29年1月16日
協 議 事 項 等	

1 開会
2 総務部長あいさつ
3 議事
(1) オンライン結合による保有個人情報の提供について
・資料に基づき、農業委員会事務局から説明
・審議
(委員)ただ今、説明のあった、農業委員会で作成した農地台帳の情報については、法律で、農地中間管理機構等に提供する義務が課されているが、その手法までは定められていないとのことだ。
市の個人情報保護条例第10条では、オンライン結合による個人情報の提供を禁止しているが、例外として、法令等の定めがあるとき。公益上の必要があり、かつ、必要な保護措置が講じられていると認められるとき。このいずれかに該当する場合には、オンライン結合による提供が認められる。そして、オンライン結合を開始するときに、審査会の意見を聞くということも併せて規定されている。
今回は、二つ目の理由をもって、オンライン結合が可能となるため、審査会としては、「公益上の必要性」と「必要な保護措置が講じられているか」の二点について確認する。
それでは、質問・意見等あるか。
(委員)インターネット上で誰でも見ることができるとのことだが、普通のパソコンで見られるということか。
(農業委員会)インターネットに接続できる環境であれば、誰もが利用できる。
(委員)その場合の、オンラインシステムの個人番号とかユーザー名というのも入れるようになっているのか。
(農業委員会)そういうわけではない。地図をクリックすれば、必要な情報が出てくる。
(委員)フェーズ2システムでは、常に取得した農地台帳データを逐次更新していくとあるが、どのように取得したデータが反映されていくのか。
例えば、農地を相続し、登記した場合など、農地法上の届出義務もある。これらが更新データの根拠になってくるのか。それとも、それ以外に独自で取得した情報をここに反映していくのか。
(農業委員会)ここで示される農地の権利移動は、農地法5条の転用であったり、農地法3条の所有権移転とか、今お話をあった相続登記の関係等の情報に基づき、LGWAN 回線を通じてフェーズ2システムにアクセスし、ここで台帳の更新作業を行っていく。その更新作業を行ったものが、誰でも

閲覧可能な全国農地ナビの方に反映される。

(事務局) 更新データは、そちらで受け付けをしたものが反映されていくということか。

(農業委員会) そうだ。

(事務局) ということは、農地法上の許可申請があって、農業委員会で許可をした結果のものを反映させていくということか。

(農業委員会) そうだ。

(委員) 相続等で名義が変わったときには農業委員会に届出義務があり、その届けられたものが更新情報になるということか。その他、法務局の方から情報が回ってくるということはないのか。

(農業委員会) 法務局からは来ない。

(委員) 農地かどうかの判断は登記簿上の地目のみで判断していくのか。現況については反映されないのか。

(委員) 農地を有効活用しようというのが、本制度の社会的な目的である。そのときに一番大事なのは、どこまで正確性が担保されるのかということだと思う。

農業委員会の許可を得て正式に行っている農地の耕作者の特定等は、ある程度できると思う。しかし、中には、何十年も借りているが農地法上の許可は出ていない、登録されている耕作者がかなり前に亡くなっている等、実態が反映されていない農地がたくさんある。これがインターネット上で公開されてしまうと、紛争の数が増えてしまうのではないかと危惧している。

本制度は、法務局の登記制度のように、ある程度正確な情報に基づいて公示することが前提となっていると思うが、農地台帳にそこまでの信憑性があるのか。これが問題になってくると思う。

市の方で独自に情報を収集していくということか。

(農業委員会) 農地の所有者等の情報については、固定資産税のデータ、住基データと、年に一度照合をかける。農地の所有者については、法務局と同一の情報が、農地台帳には掲載されていると考えていただきたい。

また、大昔から権利設定がされている農地があるというお話があったが、そういった情報については、やはり農地台帳に掲載されていない。あくまで、農地法に基づく許可を受けて権利設定がされた情報のみ、農地台帳に掲載されている。

(委員) 例えば、実際に耕作されている方が、インターネットで公開されている農地台帳に誤りがあるという訂正の申し立てをすることは可能なのか。仮に訂正の申し立てがあったときに、市の方は、その申請の正誤の判断をするのか。そのあたりが問題になると思う。

農業委員会を通してのものであれば、その資料に基づいて判断できるが、判例上は、10年以上耕作していると、農業委員会の許可がなくとも、時効により取得するとしている。そのため、市が判断するにあたっては、その判決を持ってきなさいと言うのか、又は、耕作人が10年以上耕作していると証明すれば訂正を行うのか。仮に、当該訂正をすれば、次に、所有者の方とのトラブルに市が巻き込まれる可能性もある。

その辺りの管理は、農地台帳はなかなか難しいのではないかと。この制度自体は当然やらなければならないが、実務上は色々な問題が発生すると思う。

例えば、これから農地を借りてワイナリー等をやるという方々にとっては非常に便利なシステムだと思う。しかし一方で、古くからの権利関係があって、かつ、農地台帳の存在を知らない人達にとっては、トラブルの火種になってしまう。

また、この農地台帳の正確性は、市町村ごとで違ってくるのだろうと思う。

(委員) 農地の貸借でも、農業委員会の許可を受けているのかわからなかったり、許可をとっていなかったという場合がある。正直に農業委員会に報告することによって生まれてしまうトラブルがあるのではないかと心配している。闇小作のような問題が表に出てきたりする可能性もあるが、そ

ういうのもそちらで調べたりしているのか。

また、実際に相続してみると、農地だが今荒れてしまい、実際は農地ではないという土地も多い。そうすると、土地の現況が実際どうなっているのかの把握もしていくべきなのではないか。これは直接は関係ないかもしれないが。

(委員) 連動する名寄帳は、現況に基づいて記載されているのではないか。

(委員) しかし、そういう風にはなっていない。登記簿上地目と課税地目の二段に分かれている。

(委員) 登記簿上は農地で登録されてあっても、実際は宅地として使われているとかいう例も当然出てくる。

(委員) 来年の1月から3月に、全国で一斉に台帳データの交換をするとあるが、そこで見直しがされるのか。

(農業委員会) そうだ。国はそのために15億円の予算をかけて、全国1,700ある市町村農業委員会の台帳をすべて移行させる手続を行う。

(委員) 今議論されているような、今までの台帳を全部見直して、正確なデータを新たに作り直すという形になるのか。それは、今のフェーズ1システムに自動的に反映されるのか。このシステムは誰でも閲覧できるとの話だが。

(農業委員会) そうだ。個人情報を除いたものについては、例えば当該農地が、どこの何番地にあって何㎡あって、地目は田であるとか、利用権が設定の有無、その利用権はいつまで設定されているのか等、あくまで個人情報以外のものが誰でもインターネット上で閲覧することができる。

(事務局) 台帳のデータの正確性というか、現況との齟齬に担保は備わっているのか。それとも、農業委員会の方で定期的に農地の状況を調査するような制度があって、台帳を更新させていくのか。

(農業委員会) 毎年農地利用調査というものがある。これも法律に基づいてという話になるが、遊休農地が最近かなり増加していることに伴い、実際の利用状況はどうかという点を、農業委員が各担当地区ごとに分かれて調査している。その結果についても、台帳に反映されてくるのだが、実際に荒れている農地を、今後、実際どうしていくのかを所有者に対してもアンケート調査をして、例えば農地中間管理事業に貸すとか、そういった様々な意向を反映させていく。これによって、農地の有効活用に繋がるという期待も持っている。

(委員) ということは、これを基に、農業委員会が今後積極的に動き出すということか。農地の有効利用について、今までは本人の申し出を基に動いていたため、どちらかというと受け身だった体制を、これからはこういう情報を基に、積極的に動き出すと。

(農業委員会) 我々とすれば、関係機関に情報を提供し、それに基づいて中間管理機構・市町村の農政担当部局が動くという形になる。

(委員) 最新情報を反映とあるが、どれくらいで反映されるのか。たとえば3日とか1週間とか。多少タイムラグがあると思われるが。

(農業委員会) 迅速にとは書いてあるが、具体的にどれくらいのスピードで行われるのかまでは把握していない。

(委員) 通常こういうシステムを使う場合、支障のない範囲の速度で反映されていくということでもいいか。

(農業委員会) そうだ。

(委員) 定期的に現場で調査をしているとの話だが、上田市の農地全部をどれくらいの頻度で見て回っているのか。

(農業委員会) 1年に1度、8月から12月くらいにかけて農業委員が担当の地区をすべて見ている。但し、既に山林や原野化しているような、どうやっても農地への復旧が無理だという場合は除く。

この調査は法律によって義務付けられており、どこの市町村農業委員会でも行っているはずだ。

(委員)そして、そのデータがこちらに上がってきているということか。

(農業委員会) そうだ。

(委員) 各地域の自治センターで調査して打ち込まれたデータが上田市役所本庁に来ているということか。

(農業委員会) そうだ。そして、すべてオンラインになっているため、誰でも閲覧可能だ。

(委員) 打ち込みという話になると、農業委員会の中で担当部署がいくつかあるわけだが、各担当によって情報がその都度入力・刷新されていくということか。本庁の方が入力していくというわけではないのか。

(委員) 農業委員会としては、これによって遊休農地の解消に繋げていきたいと思うだろう。しかし、一方で、太陽光やアパートを建てたいといった、農地ではない利用を考えている方も閲覧できるということか。

(農業委員会) インターネットなので、誰もが見られる。不動産業者等も閲覧可能だ。法律上インターネットでの公表が義務付けられるので、閲覧者を選択はできない。

(委員) 他に意見ある方はいるか。

(委員) 意見なし

(委員) 具体的にどう調整するのか意見は多々出たが、先ほどの論点についてはよろしいか。農地の活用ということで「公益上の必要性」があり、個人情報のセキュリティも施されるとのことだったので「必要な保護措置が講じられている」と認められる。

審査会として、これを了承するというところでよろしいか。

(委員) 了承

## (2) 個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正について

・資料に基づき、事務局から説明

・審議

(委員) 二つの法律の改正により、それなりの対応をしなければならないとのことだが、条例改正ということになると思うので、原案ができたところで改めて議論することが前提だ。基本的なことも含めて、何か質問等あるか。

(委員) 一番気になったのは匿名加工情報を民間業者に提供する制度を作る点だが、そもそも匿名加工情報とはどんな情報か。

(事務局) 国の検討会や市町村でもあまり具体的には議論されていないようだが、例えば、医療系の情報だとか、公立病院の診療情報とか、個人名を伏せて誰のかわからなくして提供するかという形が挙げられる。東京都だと、交通局を持っているため、移動状況等も活用できないか検討されているようだ。

(委員) 個人情報の定義を明確にするということは、個人情報の範囲を広げるということか。

(事務局) 範囲は広がらない。明確にしたということだ。

(委員) パーソナルデータの利活用というのがよくわからない。個人情報を保護しながらこれを活用するというのは、どうやって行うのか。

(事務局) 先ほどあった医療情報・受診情報について、例えば健康指導員による提案というのがある。要するに、民の企画を起こすために行政は持っているデータを公表し、それを基に民間でアプリを作ったりするのが狙いだ。

例えば、昨年、国の方でリーサスというビッグデータを活用し、人の移動状況とか就職状況などのデータを観光業者等の戦略に活かすという流れが出てきている。

一方で、出ていくデータに制限をかけるという目的もある。

(事務局) 産業の育成という視点で、行政側が情報を提供する。それを民間が活用して、産業を興していく。地方にとっては、これを活用してもらって、企業の誘致等にも繋げていくという狙いがある。地方創成の流れから来るものだが、それに絡めて個人情報保護のための法整備も行うという流れだ。

(委員) 行政情報を使って、新しいビジネス・雇用を生み出すという目的。実際、スーパーはグリーンスタンプを使って、どこの地域の人が利用しているのかが分かたりする。それを基に、戦略も立てられる。そういった意味で、ビジネスとしては非常に役に立つ。医療情報なども同様だ。

(委員) 私も所持している Suica だが、これは全て行動記録になっている。端末に入れると、履歴が出てくる。当然、JR 東日本はこれを統括できるから、どこに何時に行ったのか分かる。私達は便利に使っているが、全部記録は残っている。

民間から官が情報をもろうという流れはできそうなのだが、その逆の流れはうまくできるのか疑問である。用途はこれから検討という段階だろうが、民間はおそらく利用したいだろう。

(事務局) 例えば、旅行業者も、どういう年齢層の方がどの時期にどこに行っているのか等を把握しているデータは欲しいだろう。それを出せるかどうかは、利用規程次第だと思う。

(委員) この仕組みとしては、一般事業者が目的・用途等を説明して、該当データが欲しいと申し出るのか。

(事務局) そうだ。事業者からの申出に対して、行政が審査する。

(委員) たぶんできると思う。例えば、データの中で特定のワードを入力して抽出する、個人名を消す、などの方法が考えられる。情報を抽出・加工することは技術上できるだろう。そして、今後ますますクラウドや人工知能などを通じて可能範囲が広がっていくと思う。

いい方向に考えればビジネスチャンスが生まれていいと思うが、他方では、個人情報を本当に守られるのかという懸念がある。

(委員) ほかに積極的に利用しようとしている他の自治体はあるのか。

(事務局) 審査会を開いて対応を検討している自治体もあるようだが、匿名加工情報の導入については当面見送っている様子だ。

(委員) その判断理由についてはわかるか。

(事務局) やはり、先ほども掲げられた課題がクリアできないということのようだ。

(委員) ほかに意見・質問等あるか。

(委員) 意見なし

(委員) ないようなので、本日はこれで終了する。